

特定行為に係る看護師の研修制度について（平成25年3月29日チーム医療推進会議報告書）

経緯

- 「チーム医療の推進に関する検討会」の報告書（平成22年3月）を受け、平成22年5月から、チーム医療の一環として、看護師が医師又は歯科医師の包括的な指示の下、診療の補助を行う場合の仕組みのあり方について19回にわたり議論。

特定行為に係る看護師の研修制度（案）

- 医師又は歯科医師の指示の下、診療の補助のうち、実践的な理解力、思考力及び判断力を要し、かつ高度な専門知識及び技能をもって行う必要のある行為（以下「特定行為」という。）について、保助看法において明確化。

※特定行為の例

褥瘡の壊死組織の除去、中心静脈カテーテルの抜去、胃ろうチューブ・ボタンの交換 等

- 医師又は歯科医師の指示の下、看護師が特定行為を実施する場合に、以下の研修を制度化。
 - ・ 医師又は歯科医師の指示の下、プロトコルに基づき、特定行為を行おうとする看護師については、厚生労働大臣が指定する研修機関において、厚生労働省令で定める基準に適合する研修（指定研修）の受講を義務づけ。
 - ・ 医師の具体的指示により特定行為を行う看護師については、医療安全の観点から、特定行為の実施に係る研修の受講を努力義務化。
- 厚生労働大臣は、指定研修を修了した看護師からの申請により、当該研修を修了した旨を看護師籍に登録するとともに、登録証を交付。